

衆議院 法務委員会 議 録 第 七 号

平成三十年十一月二十六日(月曜日)

午後四時五十八分開議

出席委員

委員長 葉梨 康弘君

理事 井野 俊郎君 理事 石原 宏高君

理事 田所 嘉徳君 理事 平沢 勝榮君

理事 藤原 崇君 理事 山尾志桜里君

理事 階 猛君 理事 濱地 雅一君

赤澤 亮正君 奥野 信亮君

鬼木 誠君 門 博文君

門山 宏哲君 上川 陽子君

神田 裕君 黄川田仁志君

小林 茂樹君 高村 正大君

高木 啓君 谷川 とむ君

古川 康君 古川 禎久君

本田 太郎君 宮路 拓馬君

和田 義明君 逢坂 誠二君

高木 鍊太郎君 松平 浩一君

源馬謙太郎君 遠山 清彦君

黒岩 宇洋君 藤野 保史君

串田 誠一君 井出 庸生君

法務大臣

法務副大臣

法務大臣政務官

政府参考人

(法務省入国管理局長)

法務委員会専門員

齋藤 育子君

山下 貴司君

平口 洋君

門山 宏哲君

和田 雅樹君

補欠選任

國光あやの君

中曾根康隆君

古川 康君

松田 功君

串田 誠一君

同日

高木 啓君

本田 太郎君

宮路 拓馬君

高木 鍊太郎君

杉本 和巳君

同日

高村 正大君

補欠選任

中曾根康隆君

同日

高木 啓君

本田 太郎君

宮路 拓馬君

高木 鍊太郎君

杉本 和巳君

同日

高村 正大君

補欠選任

中曾根康隆君

同日

高木 啓君

本田 太郎君

宮路 拓馬君

高木 鍊太郎君

杉本 和巳君

同日

高村 正大君

補欠選任

中曾根康隆君

同日

高木 啓君

本田 太郎君

宮路 拓馬君

高木 鍊太郎君

杉本 和巳君

同日

高村 正大君

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山尾委員 質疑の申出がありますので、順次これを許します。山尾志桜里君。

○山尾委員 きょう、予算委員会の集中審議、総理に私も質疑をしましたけれども、明らかにしたものは、この外国人受入れ制度の拡大、中身が何も決まっていなくていいことなんです。

技能実習制度の未来も決まっていなくて、上限は決まっていなくて、受け入れる人数は決まっていなくて、永住資格を持つかどうか決まっていなくて、単純労働とは何かも決まっていなくて、答えられないとまで総理は言いました。

そういう中で、一つ一つ法務大臣に確認をしていきたいというふうに思っています。

まず、技能実習制度についてですけれども、大臣、この「失踪技能実習生の現状」、やり直しペーパーはお持ちですか。(山下国務大臣 はい、持っています)と呼ぶのよろしいですか。(山下国務大臣 はい、どうぞ)と呼ぶのこのやり直しペーパーについて、四点の問題点を伺います。

まず一点目、直した後もなお、契約賃金以下あるいは最低賃金以下という賃金を訴えた実習生について、「不満を持ち、より高い賃金を求めて」と政府の認識が書いてあります。これは前にもお話ししたとおり、訂正した後のペーパーで書いてあるんですね。大臣は、この「より高い賃金」という問題の表現について、これまでの大臣が漫然とこの表現を使ってきたというふうにおっしゃっておられます。

なぜ修正後も漫然とこの表現を使い続けるんですか。正当な権利を主張し、最低賃金あるいは契約賃金を求めた人々じゃないですか。まず一点目、この記載ぶりについて、検討した後だから再々検討ですね、こういう予定があるのかないのか、伺います。

○山下国務大臣 お答えいたします。

この訂正後のペーパーでございまして、この原因については、聴取票のみならず、さまざまな、例えば、入国警備官の聴取した状況であるとか、あるいは実施した実施機関からの聴取であるとか、そうしたことを総合してこういった失踪の原因というものを挙げていくわけでございまして、「より高い賃金を求めて」というのは、そうした総合調査によって我々法務省がそうした認定をさせていただいているものというところでございまして。

そして、漫然というふうに申し上げたのは、これは歴代の大臣が漫然と答弁をしていたという趣旨ではなくて、その歴代の大臣の答弁をしていった、そういった認識を漫然と訂正前のペーパーの失踪の聴取結果の項目として取りまとめてしまったということについて漫然とというふうに申し上げたものであって、その点、ちよつと舌足らずであつたらまことに申しわけなく思っておりますが、私の答弁の趣旨はそういうことでございまして。

○山尾委員 質問に答えていただきました。再々検討する余地はあるんですか、ないんですか。

○山下国務大臣 お答えいたします。

この平成二十九年の失踪技能実習生の現状について、前回のペーパー、これが数値や表現が誤っておつた、それを訂正したものとしてはこれを提出させていただいておるわけでございまして、そしてさらに、失踪技能実習生につきまして、こういった現状把握をすべきか、運用をどうすべきか、

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の

一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○葉梨委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として法務省入国管理局長和田雅樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

第一類第三号

法務委員会議録第七号 平成三十年十一月二十六日

きか、そのことにつきまして、これは門山大臣政務官、弁護士でもございます、門山大臣政務官をヘッドとするプロジェクトチーム、これを設けさせていただきます、そこでしっかりと検討していただくというふうに考えております。

○山尾委員 再々検討することによってございまして。

政務官に伺います。いつまでに検討を終わらせるんですか。

○門山大臣政務官 いつまでというのか、きょうも実は第二回目のPTを開いたわけでございまして、山尾先生から言われた質問も含めて、どういう聴取票にするか、あるいは実態をどうやって把握も含めてこれから検討していきたいと思っております。まだ期限についてはわかりません。

○山尾委員 これから検討するという中で、今の理事会ではあしたの採決が提案をされております。どういう状況なんですかね。

政務官に伺います。政務官のプロジェクトチームでは、平成三十年の技能実習生の失踪原因についても、これはどういった形で状況把握すべきかということとは当然調査をされるんですか、検討されるんですか。

○門山大臣政務官 もちろんそういうつもりでございます。

○山尾委員 大臣に伺います。平成三十年、変更後の技能実習制度、新技能実習制度の失踪原因についても状況把握のやり方に問題が継続しており、それについて今、これから、政務官のものプロジェクトチームでもう一度どういうふうな状況を把握したらいいかこれから考える、こういうことでございまして。

そういう状況の中で、技能実習制度、新しくなつてからは別物だ、うまくいっているんだ、こういう表現が見えるわけですが、新しくなった技能実習新制度がよくなっているという根拠はどこにあるんですか。

○山下国務大臣 技能実習制度の改正点、これは

さまざまございます。もしお尋ねがあれば御紹介させていただきますと思いますが、まず、この技能実習制度に対するさまざまな御批判が旧制度であつた中で、これは与党のみならず、当時、民進党の、野党の皆様にも一緒になつて賛成をしていただいて、そして繰り返した新しい制度であるということでございます。山尾委員もこの法務委員会において、二十八年度の十月二十一日に恐らく御賛成されたんじゃないかと思ひます、議事録によればですね。

そうした衆知を集めたものである、そして、これについてこれからしっかりと運用をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございまして。

○山尾委員 私と山下大臣が違うのは、前回の技能実習制度、衆知を集めたと言ひますけれども、その衆知の前提となつて数字や評価に誤りがあつたということでありまして。そして、その数値や評価、これを立法院の一員として見逃してきたことに私は恥じています。そこは山下大臣と違うかもしれません。それを、みんなで賛成したんじゃないかと。賛成した前提の数値が違つたじゃないですか。あなたも賛成したんだ、そういう答弁に時間を使うのはもうやめていただきたいと思ひます。

その上で申し上げます。もう一度、このやり直したバーバーを見てください。低賃金(最低賃金以下)が二十二、八〇・八％、こういうふうにありますね。これについては、理事会でも、この表現をそのまま置いておくのがよいのかどうかということも問題にもなつております。ただ、本来は法務大臣が問題を感じるところであります。

私から申し上げます。

開示がまだ認められていない大事な大事な平成二十九年聴取票ですけども、これについて、私たち、手書きで書き写しをやらされているわけですね。そういう本来は法務省がやるべきことを国会議員が手書きでやらされているわけですね。そういう中で、五百八十八枚やりました。五百

八十八枚中四百八十八枚が、鹿児島県七百六十一円という、最低賃金の中では全国では残念ながら低い基準値、これにとつたときの最賃割れ、つまり八三％です。〇・八％とこの紙にありますけれども、聴取票によれば、その申立ての月給と申立ての労働時間をきちつと計算すれば、〇・八％じゃなくて八三％なんです。〇・八％じゃなくて八三％なんです。

私も、これは申立てだということとはわかつていますよ。でも、そうであれば、法務省でまず、申立てベースでいくと実際には何割が最賃割れを申し立てているのかということをしつかり調査して、公表していただくべきだと思います。なぜやらないんですか。

○山下国務大臣 この記載、新たな訂正後の記載につきましては、これは、失踪動機としてチェックされていた、チェックするのは聴取した入国警備官でございますが、その数値を加工もせず記載したものであることでございます。

そして、委員御指摘の、例えば時間がこれぐらいだ、そして給料がこれぐらいだ、割つてみたら最賃を下回つていふふうなことにつきましては、これは二つの点がございまして。

一つは、この聴取票は一枚でございます、毎月毎月この金額なのか、毎月毎月その時間を働いていたのか、単純に割つて、それで算出していいのかというふうな問題がございまして。

そうしたことも含めまして、この聴取票の記載などから違法、不正行為が認められるものにつきましては、これは徹底的に調査の対象とするということを入管局長に私は指示しております。

そうした調査、これがやはり反面調査として行われるわけでございますが、その結果を踏まえて適正な措置をとつてまいりたいと考えております。

○山尾委員 結局、適正な措置をとると言つて、やるべきことをやらないということが続いているわけですね。

ここで改めて申し上げますけれども、刑事訴訟

のおそれがあると言ひながら、どうして、じゃ、閲覧を認め続けているんですか。刑事訴訟のおそれがある書類なら、さつきも何かこつちからやじがありましたね。だつたら本気で閲覧をとめてくださいよ。私は、手書きで閲覧したものメディアの皆様にも公開をしております。

法務大臣、そんな顔をして、それは理事会でも私、言つていますから。

そして、きょうもしつかりと書き写しをやらせていただいて、当然これは国民の財産ですから、公開させていただきます。

刑事訴訟のおそれがあるというのが本心で言つていふのなら、とめてくださいよ。私はそう思つていないので公開しております。どれだけの覚悟でそう言つていふのかということなんです。本心に刑事訴訟のおそれがある書類なら、閲覧を認めたらおかしいんです。

そして、次に申し上げます。

平成三十年、新しい技能実習制度と政府が力説しているこの新しい技能実習制度に基づいて、技能実習となつた方も含めて今も聞き取りが進んでいるというふうな思ひますが、この平成三十年の聞き取りは何人ぐらいにされているんですか。(発言する者あり)

○葉梨委員長 いや、局長は認めないということなんです。

○山下国務大臣 申しわけございません、当然局長が登録されているものだと思つておりましたので、申しわけございませんでした。

そこで、これは、昨年、一昨年と、個票の数につきましては、約三千件の入管法の違反者について技能実習生から聴取させており、したがつて、本年についてもこの違反者に相当する聴取票を地方局において作成しているものと思ひますが、済みません、ちよつと、もとより通告がない事情はよくわかつております。ただ、こういう事実について、やはり実務を取り仕切つております入管局長、これをぜひ登録を認めていただきたいというふうな考えております。

○山尾委員 当然局長が登録されていると思つていたという法務大臣の認識は、私には理解できません。

そして、今の質問は前にもこの法務委員会の中で顕出されている質問でありますし、今すぐきちりした正確な数値とは言いませんけれども、今、約三千件というようなお話もございました。

この平成三十年の聴取、先ほど政務官も、やはりこの聞き取り、状況把握の方法自体も本来はどうあるべきなのか、今、プロジェクトチームの検討対象に入っているということでございます。ぜひ、この聴取票についても私どもに閲覧あるいは公開していただきたいと思ひます。

実際になぜ二十九年ではそういう過ちがあったのかということ自体、私たちはまだ納得できる説明もいたれておりませんし、新技能実習でよくなっているんだ、新技能実習と旧技能実習は違うんだということを皆さんおっしゃっているの、新技能実習がどれくらい多いかというの、新技能実習は、申しわけないけれども、これだけの虚偽の数字、故意か過失かは別として、そして虚偽のデータ、これを出してしまつた以上、そのまま平成三十年は、じゃ、改めてあなたたちに任せますよというわけには、本来やりたいけれどもいかないんですね。なので、平成三十年の聴取票の閲覧そして公開を求めます。

○山尾委員 次に、単純労働について伺ひをしたいと思います。

これ、きょうの予算委員会の集中審議で、法務省が、例えば単純労働とは土を右から左に動かすだけの仕事です、これは法務大臣が撤回されました。もう一つあったんです。ティッシュ配り。ティッシュ配りは、今回、外国人に拡大しない単純労働である、この答弁は維持されるんですか、撤回するんですか。

○山下国務大臣 この点については、きょうも予算委員会でも申し上げました。例えば、今回の受入れにおいては、個別の作業に着目して単純か否かを判断するのではなくて、従事する業務を全体として、例えば業務を構成する複数の作業があると思ひます。そしてその手順であるとか、要求されるスキルであるとか、知識経験などを全体として評価することです。きょうも申し上げて、その上で、我々がどのような人材を、各省庁が一定の専門性、技能を有するかということの評価しているかということをしつかり見させていたでいて、それを枠に入れるということでございます。

今、どういった人材が必要かということについて関係省庁と検討しているものであるということでございます。そして、一般的、抽象的にここで例をお示しするということは適当ではないというふうに考えております。

○山尾委員 質問に答えていただきたいんです。ただ法務省はティッシュ配りがそういう例に当たりますとおっしゃったので、それは撤回されるんですか、維持するんですか。

○山下国務大臣 この点につきましては、ティッシュ配りという単なる作業ではなくて、その業態、それがどういふような業がやっているのかというところ、そしてその者がどのようなことをやっているのか、業務をほかにもやっているのか、マルチタスクということもございいますから、そういった上で、業所管庁において判断して我々に協議してくるものというふうに承知しております。

○山尾委員 例に出したティッシュ配りは単純労働であります、これは維持されるんですか、撤回するんですか。

○山下国務大臣 その点につきましては、ティッシュ配りというのは作業の話ではないでしようか。労働という、作業が幾つか組み合わさって、それで一定のスキル、あるいは一定の手順、あるいは一定の準備、そういったものが、総体として労働というのが判断されるものでございいます。そこで、ティッシュ配りという一つの作業を捉えてこれを単純労働ということにつきましては、これは私、法務大臣としての見解とは違うということでございます。作業と労働は異なるということ

とでございます。

○山尾委員 私がこのティッシュ配りを単純労働だと言つたわけじゃないんですよ。あなたの部下であります法務省の方が、ティッシュ配りという例を御自身で出されたんですよ。それは法務大臣の見解とは違うということですので、これは維持しない、法務大臣として撤回するというふうに受け取ります。

そういう中で、もう一度伺ひます。大事なことです。

特段の技能、技術、経験を要しない単純労働、これは外国人に拡大しない、そうすると、こういった特段の技能も技術も経験も要しない仕事は誰がやることになるんですか。

○山下国務大臣 現在の人手不足、それはさまざまな形で解決されなければならないと思つております。そして、外国人の受入れにつきましては、生産性の向上、これはIoT技術の活用などいろいろなことがございます。あるいは、国内人材の活用、例えば、スキルを要しない事業でも、ちよつと一時間だけでもやってみようかという方はおられるかもしれない。そういった国内人材の活用であるとかあるいは生産性の向上、これをしっかりとやつた上で、では我々はどういう外国人を受け入れるのだといった場合においては、これは一定の技能、専門性を有し、即戦力となる外国人を受け入れるのだということを申し上げているわけでございます。

○山尾委員 つまり、生産性の向上で吸収できない、人ではしゃやれない単純労働は国内人材でやる、こういう答弁なんですね。単純労働の例示もできないで、でも特段の技能や技術を要しない仕事は外国人には拡大しません、日本人にやつていただきますと。この外国人人材受入れ拡大の哲学というのは何なのかということなんですね。

私は、いわゆる特段の技能、技術、経験の要らない、人ではしゃやれない単純労働なるこういうカテゴリーをつくつて、それを日本人だけにとつておいて、外国人には入れませんと。これが実際、

実在する方がいいですよ。でも、それは例は挙げられませんと。こういう分断の仕方やカテゴリーの仕方をして、単純労働はやらせない、こういうことを強弁するというのは、やはり日本の労働環境とか労働者の尊厳に対してよくないというふう

に思つております。でも、多くの新聞やメディアは、単純労働に拡大と書いていますね。なぜなら、じゃ、拡大しない単純労働って何ですかと聞いても、今もなお何一つ出てこないからです。

そういう中で、時間があと五分です。単純労働については、結局、例示は何一つ出てこない、しかしいわゆる単純労働は国内人材にやらせる、こういうことが大臣の今の答弁でありました。

もう一つ、永住の話を上げたいと思ひます。

大臣は、この委員会でも、与党議員の質問に対して、特定技能一号、これはガイドラインの就労資格には該当しない方向、そして、二号、これはガイドラインの就労資格、すなわち永住ルートにつなげる方向、こういう答弁をいたしました。私は方向を聞いています。方向はいいんですが、決まっています。この場で答弁をしていただきたいというふう

に言っているんです。方向ではありません。一号、二号、これが永住資格につながるのか、このことについて、いつ決めるつもりですか。

○山下国務大臣 永住資格は、別途、永住資格を判断する法務大臣の判断として判断させていただきます。このことでもございます。特定の在留資格が永住資格につながるかどうかではなくて、その当該者が、永住資格を認めるかどうかという判断ということになります。

その上で申し上げますと、特定技能一号につきましては、これについては、これは順序を申し上げますと、結局、永住許可要件について三要件でございます。そのうちの、国益に合する要件を満たすかどうかというところのガイドライン、これが永住

許可に関するガイドラインでございまして、その中で、原則として引き続き十年以上本邦に在留している、ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもつて引き続き五年以上在留していることを要する、こういうふうな規定がございいます。

このガイドラインに合致したからといって直ちに認めるわけではない、これは前提として申し上げておきますが、そもそも、こういう五年要件、これを求めましたのは、これは五年を超えて継続して在留した実績を求めているからということになります。

そうすると、特定技能一号というのは在留期間が五年を超えることはないんですね、上限五年です。しかも、原則一年ごとに更新するというふうな状況でございまして、このガイドラインの趣旨から考えると、これは五年以上継続的な在留が認められるものではないかということ、このただし書きに言う資格には該当しないのではないかと考えているところでございます。

そして、二号については、これは更新をすれば五年を超えて在留する資格ということになるというところでございまして、二号については、他の、従来の専門的、技術的分野における在留と同じく、永住許可に関するガイドラインに言う就労資格又は居住資格ということの五年要件の本身にしようというふうに考えているところでございます。ということですが、

ただ、いずれにせよ、このガイドラインについては、法律が成立して、この資格が法律として認められた上で確定するものでございまして、現段階ではそのような答弁になるということでございます。

○山尾委員 全く今のは詭弁なんですね。考えを聞いているんじゃないくて、その大事なことで、これは技能実習制度を主な供給源として特定技能一号がスタートをし、一号を前提として二号になり、そして二号の方がガイドラインの就労資格に該当

すれば、これは、永住資格を求めていく、そういう者となり得るわけですね。

だから、ここで、一号や二号が永住資格を求める要件に当てはまるんですかという論点は、この新しい制度によつて技能実習制度から永住へと新しいルートが開かれるかどうかという国民の関心事項であり、それは閣議決定の前に決めておくべきじゃないですかということを私は申し上げていたのであります。

そういう中で、今の答弁は、決まっています、私はこうしたいと考えております、こういう話でありました。

時間だということですから、最後に伺います。

この受入れの人数ですけれども、結局、五年で三十四万人というのは、法案が成立した後、分野ごとに積み上げてみたら数字は変わるということですか。

○山下国務大臣 この三十四万五千人、五年間というものは、これは各省庁が精査して出した数字でございます。これを超えることはないというふうに考えております。

ただ、この超えないというメカニズムについては、法律ができました後に、基本方針ができて、分野別運用方針ができて、その中今後五年間の受入れ見込み数が書かれて、これが運用上の上限として運用するということになります。私が申し上げたのはそういうことでございます。

○山尾委員 これで終わりにします。

超えないというメカニズムをこの中で理解した方はいらっしゃるんでしょうか、超えないというメカニズム。

結局、本当に、上限、人数、永住、単純労働とは何か、大事なことを何も決めないままに、外国人という、人間を生活者としてこの国に受け入れていく。そういう大事なことをどうして決めないでこの立法院に持ってくるのかということですが、人間を受け入れるんですよ。

そういう中で、これだけ覚悟がない閣法がこの立法院に出てくるということは大変私は問題だと思ひますし、決まっていけないものの中身を詰めるのもまた立法院の責任ですから、しっかりとこの委員会が審議を続けていきたい、続けるべきだ、あしたの採決というのは論外だということを申し上げたいと思ひます。

以上です。

○葉梨委員長 以上で山尾志桜里君の質疑は終了いたしました。

次に、階猛君。

○階委員 国民民主党の階猛です。

私からも、拙速な審議は百害あつて一利なし、そして、国会というのは、委任立法を法務省に丸投げする機関ではありません。憲法四十一条で唯一の立法機関ですから、この国会の場で根幹の部分についてはしっかりと議論をして、足らざるべきは補うべきだということをまず申し上げます。

その上でですが、私も国民民主党では、きょうの午前中の予算委員会でも後藤委員が指摘していました、提案してまいりました。地方の人材確保への配慮、これが今の法案では抜け落ちていた。幾ら人材不足を補うといつても、外国人の方は条件面で恵まれている都会の方に集中して、私の岩手もそうですが、結局人手不足は解消しないのではないかと、こういう問題意識があります。

きょうの午前中の答弁で総理は、全体として地方の分もカバーできるようにすると言っていますが、幾ら枠を設けても、労働選択の自由、職業選択の自由、移動の自由があるわけですから、これは必ずしも、地方に人材がとどまる、そういう保証にはならないのではないかと思います。

どうやって地方の人手不足の解消につなげていくのか、この点についてまず御答弁をお願いいたします。

○山下国務大臣 お答えいたします。

私も岩手におりましたので、岩手の状況も承知しているつもりでございしますが、確かに、全国各地で人手不足が深刻化する中で、地方における人手不足の対応は、これはもう政府全体として取り

組むべき喫緊の課題であると認識しております。そういった中で、今回の外国人の受入れ制度が、人手不足の本来に深刻な分野において、人手不足の状況に応じて外国人材が入国してくるということになると、これは必ずしも大都市圏に限らず、地方においても人材の受入れが進むのであろうというふうに考えております。

ただ、他方で、就労の在留資格というのは、法律上、これは別表の記載をそのまま読み上げますと、本邦において行う活動を定めるものでございまして、したがって、一般法である入管法において、特定の地方に限定した活動を法律で定めて外国人を例えば地方に強制的にとどまらせることは困難ということになります。

ただ、地方で人手不足が深刻な業種、こういったものがあるかと思ひます。そうしたものに配慮しつつ、必要な外国人材を地方にどう確保していくかということについて、例えば分野別運用方針などに記載できないか、そうしたことを業所管省庁としっかりと詰めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 私、冒頭言いましたとおり、こういうところを詰めるのは法務省ではないんです。この場なんです。

今、働き手不足が深刻だということでこの法案を出していらっしゃる、そういう中で、地方の働き手不足は今までは、法案上は何も書かれていなくて、解消されないのではないかと。検討するとおっしゃっていますけれども、今の段階ではそのアイデアはないということですか。

○山下国務大臣 この入管法の法案のたてつけにつきましては、例えば、入管法は、入国、在留する外国人の動向や経済社会の情勢の変化に即応するため、まず、法律事項としては、出入国管理、在留管理の仕組み、そして在留資格の種別などを法律事項として定めます。しかし、在留資格に関する具体的な細部事項は、臨機に対応が可能な法務省令の下位法令に委ねております。

例えば、入管法七条につきましては、これは上

陸審査基準省令というものを定めておりますが、これについて、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定める基準というのは法務省令で定めるということを七条に明記してあるわけでございます。

そして、こういった広範な裁量を法務大臣に認めるこの入管法のたてつけにつきましては、委員も私も弁護士でございます、よく御存じのマクリン最高裁判決におきまして、法務大臣は、出入国の管理及び在留の規制の目的である国内の治安など、労働市場の安定など公益保持の見地に立って、国内の政治、経済、社会上の諸事情など諸般の事情をしんしゃくし、時宜に応じた的確な判断をしなければならぬ、このような判断は、事柄の性質上、出入国管理行政の責任を負う法務大臣の裁量に任せるのでなければ到底適切な結果を期待することができないということで、これは在留資格の更新の規定ではありませんが、概括的に規制され、その判断が特に定められていないことを最高裁判決が是認しているわけでござい

ます。(階委員)短くしてください、もういいです(と呼ぶ) そうして、私も、入管のこのたてつけに基づいて、大枠で在留資格を法律事項として定める。そして、例えば……

○葉梨委員長 簡潔にお願いします。

○山下国務大臣 産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案したもについては法務省令で定めておることでございます。

○階委員 マクリン事件判決、私は知っていますけれども、当時の入管法と今回政府が出されている法案、新たな目的が加わりましたよね、人手不足の解消。これは従来なかったわけですね。人手不足の解消という意味でいえば、しっかりと地方に人が入ってくるような仕組みを法案の中で決めたいと。法務省に丸投げ、法務大臣に丸投げではだめだと思えますよ。人手不足の解消をこの法案の目的とするのであれば、私は、今ここでちゃんと

した案を示さなくてはいけないと思っています。案がないんですね、地方の人手不足解消のための案は。もう一回、簡潔に御答弁をお願いします。

○葉梨委員長 山下法務大臣、簡潔にお願いします。

○山下国務大臣 その点につきましては、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準ということで考えております。

○階委員 法務省令で決めるだけで、今の段階では何も案は持ち合わせていないということですか。

○山下国務大臣 地方の問題に関しましては、これはこの入管法だけで解決できるものではないと。これについては、やはり政府全体を挙げて考えていく。地方の人手不足の問題、これは当然、法務省の所管を超える問題もござい。労働法制の問題でもござい。あるいは地方創生の問題でもござい。そうしたことを総合的に考慮するということになるかと思ひます。

そうした中で、外国人材の受入れということに關して、法務省は、従来の例えば在留資格の規定ぶり、それに従ってこの法案を、案をつくり、この委員会で御審議いただいているわけでござい

ます。○階委員 結局、地方の人材確保については、この法案だけでは何ともならないということをおっしゃっているわけですね。だから、そこが、私たちが、ちゃんと議論をした上で、この法案について結論を出していくべきだと考えております。

それから、地方でも都市部でもそうだと思うんですが、中小企業は、外国人材を受け入れる場合に、ある程度の日本語能力がないと教育が大変なんです。建設現場なんというのは人手不足が深刻ですけれども、一方で、安全面も重要ですね。これは、まかり間違つて現場での指示が的確に伝わらなかつたとした場合、重大事故につながりますよ。

今回の法案で、新たな在留資格が与えられるための日本語能力、これは具体的にどの程度が要求されるのか、明確に御答えてください。

○山下国務大臣 日本語能力につきましては、ある程度日常生活ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを確認されることを基本とした上で、受入れ業種ごとに、業務上必要な日本語能力水準、やはり業種によつて専門用語とかがござい。また、そうしたことも踏まえて、業務上必要な日本語能力水準を考慮して、具体的に確認することにより測定することとしております。そういった程度の日本語能力を有することを入国時の要件というふうに考えております。

○階委員 さっぱりわからないんですけども、例えば、現場で外国人の方と一緒に働いている方からすると、N4以上は必要だということをお話もよく聞かれます。そうじゃないと会話が成り立たないで危険だということをおっしゃいます。このN4、例えば建設業でいうとN4とか、N3だとまた低過ぎると思うんですね。最低でもN4とか、そういう考え方というのは今のところないんですか。

○山下国務大臣 N4とかN3というのは特定の日本語試験の基準をお話しになっているんだらうと思ひますが、その点については、今回についてはやはり業種ごとに求められる日本語の、例えば語彙であるとかそういったものも違ってくるのではないかと。一つにN3、N4という形で考えるということではないということでございます。

○階委員 だから、一律には申しませんよ。建設業ではどうですか、建設業ではここに限つてもいいですよ。今の段階で、建設業界ではどの程度の日本語能力が必要か、案はありますか。

○山下国務大臣 今、業種ごとのお尋ねでございます。業種ごとの建設業ということになると、建設業にどういった日本語が必要であるのかということについて、やはりこれは業所管庁に聞いていただくかないと、なかなか私から……(階委員)だめ

です、それをまとめているのが法務省でしょう(と呼ぶ)いやいや。ただ、それがどういふことなのかということこそその業所管庁から聞いていただくわけですから、ぜひ、そういったことで、業所管庁について呼んでいただければというふうに思っております。

○階委員 業種ごとに異なるとはいつても、やはり最低限必要なレベルというのはあると思うんですよ。それが全く白紙で我々は委任していいのかという話ですよ。先ほど言いましたよ。安全面も大事ですよ。日本語ができない人が来て、重大事故が起きたらどうするんですか。せめて、最低限のレベルとしてN4とか、そういうことは必要だと思ひますよ。

法務省は業所管庁じゃないから答えられないということではなくて、やはり全体を取りまとめで、そして、新たな出入国在留管理庁という役所までつくつて、三百十九人もふやして、そして適正な入国管理、在留管理をしようというわけだから、せめてそれぐらいは答えてもいいんじゃないですか。お願いします。

○山下国務大臣 先ほども申し上げたように、日本語能力については、ある程度日常生活ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本とした上で、やはり受入れ分野ごとに業務上必要な日本語能力というのを考慮して、具体的に確認するということ御理解願ければと思ひます。

○階委員 あと、後藤委員の午前中の質疑の中でも、外国人の待遇ということ、待遇が、中抜きさじやないか、こういう問題も指摘されていました。

それで、私の方でちよつとまとめてみましたけれども、特定技能と現行制度との比較ということであり

ます。中抜きすることがこの特定技能の中で可能なのかどうかということについては、技能実習にもさまざまな問題がありますけれども、監理団体というところが許可制になり、業務の適正化が図られ

る。あるいは、監理団体以外の仲介、あつせんに
ついては、右の方に書いていますけれども、もし
やつた場合は、違法だということで、一年以下の
懲役又は三百万円以下の罰金が科される。これは
営利団体の仲介とかあつせんも認められないとい
うことで、不当、不法な中抜きができないようにな
つていますが、今回の特定技能では、これが法
律上はできるようになっているんですね。これは
間違いないですか。

大臣、大事なところで。当然、本質的なこ
ろなので、答えられると思います。

○山下国務大臣 済みません、中抜き、ごめんな
さい、中抜きができるというのは具体的にどのこ
部分か。申しわけございません。

○階委員 私が今指摘したのは、この「監理団体」
というところがありますよね、その下に、「監理
団体以外の仲介・斡旋」「営利団体の仲介・斡
旋」、こういったものが特定技能の制度では、現
行の制度と異なつて、可能であるように読めるわ
けです。この認識でいいのかどうか、お尋ねしま
す。

○山下国務大臣 特定技能の制度につきまして
は、監理団体というものを設けておりませんの
で、そうしたことは可能であらうと……(階委員
「可能なんだと呼ぶ仲介やあつせんはというこ
とについてですが、ただ、そういった段階で、例
えば過剰な保証金であるとか、そういうものを
払っていないとか、そういったものについては、
これは在留資格認定証明書交付の審査の際に、
しっかりと見るといふことでございませう。

○階委員 在留資格認定の段階でしっかりと見る
というのは、全ての制度に共通してあるわけだ
ね、在留資格認定についてちゃんと行うという
は。

その上で、労働の条件とかが適正かどうかとい
うところは、「計画認定」というところを見ていた
だと、今回の制度では、既存の制度とは違つ
て、届出だけで足りる、こういうふうな緩い仕組
みになっていると思います。ほかの制度は、真ん

中と右端、「建設就労」と「技能実習」、これは計画
の認定が必要だということで、緩いたてにつけ
なつております。かつ、「監督官庁」も、先ほど
来、所管の省庁じゃないので答えられないと言つ
ていますけれども、まさに所管ではない法務省の
外局である出入国在留管理庁が監督官庁として単
独で行うということなんですね。

ほかの部分を見ますと、建設就労であれば国土
交通省も監督する、あるいは技能実習であれば厚
生労働省も監督するということ、所管の省庁
じゃないと答えられませんかと言っている法務省で
ちゃんと監督できるんですか。中抜き、防止でき
るんですか。

○山下国務大臣 監理団体がなくないこと、あるいは
計画認定がないことについては、これは、技能実
習というのは、実習計画をずっとやっていただく
ということ、この実習計画の実施の管理が必要だ
から、こういった監理団体などが必要なわけだ
ね。

特定技能というのは、一定の専門性や技術を持
つ外国人、即戦力となつていての方に働いていた
く資格ということでございませうので、こうした監
理団体というのが、概念がちよつと想定できない
ということでございます。

ただ、他方で、届出制ということではございま
すが、受入れ機関というのは、これは在留資格認
定のときに必ず出してもらふということになつて
おります。そうしたことで、しっかりと雇用契約
の適切性を確認するということもありますし、ま
た、例えば指導助言であるとか、あるいは報告徴
求、立入検査、そういったことが入国管理局がで
きる、改善命令を出して、それに違反したら罰則
もかけられるということ、そういった担保をさ
せていただきたいというふうな考えております。

○階委員 監理団体がそもそもなくて、そして、
その結果、いろいろな団体が仲介、あつせんをし
て、中抜きができるということは大変も認められ
ているわけです。しかも、所管の業務の官庁が監
督機関でないということで、幾ら届出段階でいろ

いろな基準を出されたとしても、これが本当に監
督し切れるのかどうか、これもはっきりしませ
ん。

さまざまな問題点が、きょう、この十七分の質
疑だけでも明らかにしたと思ひます。さらなる
審議の深掘りを求めまして、私の質問を終わら
す。

○葉梨委員長 以上で階委員の質疑は終了いたし
ました。

次に、黒岩宇洋君。

○黒岩委員 無所属の会の黒岩宇洋です。

早速、失踪技能実習生の聴取票のプロジェクト
チームリーダーである門山政務官にお聞きしま
すけれども、門山政務官、この聴取票をお持ちで
すか。それじゃありません。個票です。後ろ、出
してあげて、個票くらい。まあ、いいや、耳で聞い
てもわかるので。

先ほどから、最低賃金以下〇・八%とか契約賃
金以下五%とか、数字が、先ほど最初に出した青
い紙、取りまとめに出ていますね。これは、先ほ
ど政務官も、志望動機について、これが失踪技能
実習生から、みずからこうだとやつたものに
チェックした数字を出した、こうおっしゃって
います。これは事実だと思ひますが。

ここで聞きますけれども、この聴取票には、そ
の下に、実習実施者等という一つのくりがあつ
て、そこに月額給与とか労働時間とか書いてある
わけですね。これを見ることによって、我々は、
この人は最低賃金以下じゃないのかな、又は契約
賃金以下じゃないのかなと推察できるわけです。
そこでお聞きしたいんですけれども、この志望
動機についてというチェックボックスと実習実施
者等についてのチェック欄、この関係性はある
んですか、ないんですか。

○葉梨委員長 失踪動機ね。

○黒岩委員 ごめんなさい、失踪動機。

失踪動機についてのチェックボックス欄と実習
実施者等についての記入欄、ここは関係性はある
んですか、ないんですか。

○門山大臣政務官 私も今、初めて質問を受けた
んですけど、その関係性の意味するところが
ちよつとよくわからないんですけれども、少なく
とも、失踪動機の中に例えば低賃金というものが
あつて、それは多分そのまま受け入れて出したも
のであると。他方、この実労働時間とか給料と
いうところも、言われたものがあるもので、これは
関連性というのか、それだけ聞いたものをそのまま
受けて拾つたものが出てくるだけだと思ひます。

その意味では関連性はないのかもしれませんが、
ただ、逆に言うと、今先生方がやられている
ように、いろいろ、その労働時間と賃金、これ
が全部内容が正しいという前提で計算すると、も
しかしたら、そこから最低賃金を超えているかど
うかということ計算できるんじゃないかと、これ
は、数字がこれが全部正しいと見れば、先生
のおっしゃるとおり、関連性が出てくるんじゃない
かと思ひます。

○黒岩委員 この前、エクセルを間違えた理由と
いうところに、いみじくも法務省が、二十六年か
らこの聴取票をつくつたけれども、二十七年に聴
取票の様式を見直すことになった、その理由とい
うものをわざわざ文書で書いてくれたんですよ。
そこにこう書いてあります。

低賃金については、これはさまざまな、低賃金
とか指導が厳しいなどの失踪動機の項目はあるん
だけれども、低賃金については、今まで自由記入
方式だと、給与額が安いとの不満にとどまらず、
一部には、明らかに入国前に言われていた金額よ
りも相当安い賃金だったという、こういう意見が
多かったため、あえて志望動機の欄に、①低賃
金、②契約賃金以下、③最低賃金以下を設定する
ことにしたということなんですよ。

だから、私が申し上げたいのは、こういう、低
賃金といえど三つに分かれるから、その内容を実
習実施者等についてわざわざ聞いたわけですよ。
これは関係なかったら、ここを聞く必要ないじや
ないですか。
それで、もう時間がないから。

志望動機だけ切り抜いて、実習生が言ったから
○八%だけだと言ったけれども、結局、法務省
は、このアウトプットでは、「より高い賃金を求
めて入れたわけでしょう。この前の山下大臣
と山尾さんとの間でも、この下の「等」につい
ては、受入れ側の不適正な取扱い、この「等」に
は、契約賃金以下と最賃以下はこつちに含まれま
す」と、徐々に徐々に、このアウトプットが、方向が
微妙にずれてきたわけだ。

そこで、私が申し上げたいのは、これも山尾さ
んが、二十枚のアトランダムに調べたやつです
よ。最低賃金以下が二十人中十七人だったん
で、けれども、入国前の説明と入国後の賃金と、すな
わち、実習生からすれば契約賃金と異なるという
回答が二十人中十八名ですよ。この人たちは、一
枚もこのチェックボックスの欄で最低賃金以下に
はチェックしていません。これが現状ですよ。

だから、私は、その人たちが契約賃金以下にカ
ウントしないでいいから、せめて、より高い賃金
等からは引いてほしいんですよ。

最低賃金についてもそうです。最低賃金が八割
あったと、これはデータ、数字としてアウトプッ
トしなくても結構です。ただ、最低賃金と思われ
る、今政務官がおっしゃった、月額給与と労働時
間から割り出せば、その可能性が出てくるわけ
ですよ。最賃以下の可能性がある人は、せめて、
より高い賃金というくくりからは引いてほしい。

そうすると、恐らく、今言った契約賃金以下で
も大体八割、その可能性が出てきますよ、この聴
取票から。最賃以下の人も八割出てきますよ。こ
れを合わせれば、ともすれば九割ぐらい、この中
に、カテゴリーに入ります。

そうすると、法務省が言った低賃金、すなわ
ち、より高い賃金を求めてという人は百何十人程
度になるんですね。そうすると、暴力を受けたと
か最賃以下とか、最賃以下は除いてもいいや、暴
力を受けたとか厳しい指導だと労働時間が長い、
こうして合わせただけでも五百人になりますよ。

そうすると、アウトプットのデータですら、こ
の不適正な受入れの人数がふえます。そして、そ
の数字に対する評価もまるっきり逆になって、こ
れも藤野委員から、まず順番を変えようよ。そう
なりますよ。失踪の原因だったら、多分、①番
が、受入れ側の不適正な取扱いが多数存在となっ
て、二番目が、より高い賃金を求めて、少数存在
と。

こういう表現をしつかりしないとなぜだめかと
いうと、技能実習制度もまだ続く、そして、技能
実習制度の後に、特定技能が枝木としてその後
に追加される。さらには、この前の参考人でもあり
ました。やはり、これから特定技能で受け入れる
人も、いざ働き場所、その使用者から、入管に
言いつけるぞ、帰ったら借金あるぞと言われた
ら、低賃金でも働かなきゃいけないという根本的
なこの構造は変わらないんですよ、特定技能に
なっても。

ですから、政務官、しっかりと聴取票の吟味に
ついては、アウトプットのプロットである数字と
そしてファクトに対する評価を、これは我々の要
求だけじゃない、法務省として出しているだけ、
このことを強く要求して、私の質問を終わしま
す。

どうもありがとうございます。

○葉梨委員長 以上で黒岩宇洋君の質疑は終了
しました。

次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

きょうの予算委員会、私は、法務省から提出
を受けた「新たな在留資格による人材不足・受入
れの見込み数」という資料に基づいて質問をさせ
ていただきました。

局長に確認しますが、この資料が提出された経
過は、どのような経過ですか。

○和田政府参考人 お答えいたします。

まず、十一月十四日に、理事会に、受入れ見込
み数、それから人材不足の見込み数、これについ
てまとめたものを出すようにという御指示を受け

まして、それで、そのまとめた表を提出いたしま
した。

その表を提出いたしましたところ、このうちの
内訳、例えば、技能実習生からどのぐらい入るの
か、試験ルートからどのぐらい入るのかという内
訳を明らかにするようにという御指示がございま
して、十一月十六日に、各業ごとにこれをまとめ
た資料を各業所管省庁において作成していただき
まして、これを、お昼の理事会であったかと思
いますが、提出をいたしました。

そうしましたところ、この一覧性のないもので
はわからないのではないかと、一覧性のあるもの
をつくるようにという御指示を受けまして、そし
て、その日の夕刻、御指示を受けました一覧表を
各業所管省庁において取りまとめいただいた上
で、各理事の先生方、オブザーバーの先生方の事
務所にお届けした、このような経緯でございま
す。

○藤野委員 今答弁のあった経過なんですね。

もつと言いますと、これは、十一月三日に、初
年度四万人、五年目には二十五万人程度という報
道があつて、その二日後の参議院予算委員会、
これはどういふことかということに対して、山下
大臣が、近日中に出したい、法案の審査に資する
ようにしっかりと出したいと。こういう経
過もあつて、今答弁あつたような、当委員会にも
提出がされた。初めはこういうざっくり、紙のも
のでありましたが、初めはこういうざっくり、紙の
ものでありましたが、委員長の指摘もあつ
て、こうした一覧性のあるものになったわけであ
ります。

私は、これをもとに、これそのものではないん
だけれども、これをもとに資料を作成して、きよ
うの予算委員会でも質問をいたしました。

ところが、山下大臣は、私の質問に対して、あ
たかもこれが法務省が提出したデータに基づか
ないような答弁を行いました。絶対に許せない。速
記録を読みますと、冒頭、まず、お示しのパネル
のデータですが、これは法務省が提出したデータ
自体ではございません。こんなとんでもない答

弁、これはどういうことですか、大臣。

○山下国務大臣 お答えいたします。

パネルのデータと申しますのは、素形産業一〇
〇%、産業機械製造業一〇〇%、電気・電子情報
関連産業一〇〇%……(藤野委員「法務省が出した
データですか」と呼ぶ)法務省はパーセンテージで
は出しておりません。

そして、法務省が提出した資料によれば、これ
は、この受入れ見込み数について、技能実習とそ
して試験によるもの若干名というふうな記載がご
ざいます。これは、あたかも一〇〇%ということ
になると、試験はやらないのではないかと、そう
いった誤解を与えます。

そうしたことから、これは、一〇〇%と言いつ
けるのは、これはミスリードではないかというふう
に申し上げ、そして、自動車整備業においても、
一〇〇%というふうな数字は出てこない初年度の
数字になっています。試験が五百程度、技能実習
が三百程度というふうな書いてありますので……
(藤野委員「あなたの見解は聞いていないんだよ」と
呼ぶ)

○葉梨委員長 簡潔にお願いします。

○山下国務大臣 ということで申し上げたとい
うことでございます。

○藤野委員 私は、法務省が出したデータに基づ
いて、もちろん、そこから先は私の責任で資料を
作成したわけですが。予算委員会ですから、予算委
員会でも議論をしていただきました。その上で質
問したわけでありまして。

問題は、そのバックデータそのものは法務省が
提出したものなんですね。ですから、多少、表現
ぶりとか、若干名という書きぶりもありますよ。
しかし、提出したデータが、大臣の答弁は、提出
したデータ自体ではございませんというわけです
よ。これは、全く事実をゆがめる。

そして、大臣、何が起きたかといえますと、こ
のもとで、私の質問で総理がこう言ったんです。
その資料については、法務省として別の見解を
持っているの、この資料に基づいた答弁はでき

ない。

これは、大臣がその前にあたかも法務省がデータを出していないかのような発言をし、それについて何か私が別のものに基づいて質問しているかのように総理が受け取ったからです。全く違うじゃないですか。そちらが出された資料に基づいて私は質問しているわけです。

いろいろ言うのはいいですけど、総理がこう受け取ったということは、要するに、提出したデータ自身が法務省と違うとあなたが冒頭言った言葉に総理が反応されている。それで、私への答弁を拒んだわけです。どういうことですか。こんなことが許されるのか。

○葉梨委員長 山下法務大臣、簡潔に願います。
○山下国務大臣 お示しの資料は、題名が「技能実習生からの移行見込み 一〇〇％が五業種も」

というふうに書いてあります。これは、我々が示した事実のデータに基づくものではないということとで、そのように申し上げたわけでございます。

○藤野委員 先ほどから、データに基づくものではないとおっしゃいますが、これは維持されるんですか。

○山下国務大臣 一〇〇%という数字をお示しし

たものではございません。

ただ、委員が委員の判断で丸めて書かれたものであるということであろうというふうに考えております。

○藤野委員　丸めるといふのは、例えば過半数を
超えていたら六割、七割とか、そういうことで
あって、皆さんが出された数字といふのは、例え
ば、素形材産業三千四百から四千三百、うち技能
実習三千四百から四千三百、産業機械製造業八百
五十から千五十、うち技能実習八百五十から千五
十。まさにびったり一致しているわけです。だから
私は一〇〇という数字を使った。

丸めても何でもありません。それをあたかも別
のものに言うから、総理が私への答弁を拒む根拠
にしている。こんなことは許されませんよ。こ
ういう答弁は撤回してください。

○葉梨委員長 山下法務大臣、時間が経過しています。簡潔にお願いします。

○山下国務大臣　　まず、自動車整備業一〇〇％という、この引用については、これは誤りではないかというふうに思っております。要するに、試験によるものが五百程度というふうに明記しておるわけでございます。

そして、一〇〇%という数字は我々出していないから、
 くて、若干名というのを切り捨てて、それは試験
 をやらないというふうな表現にも受け取れかねない
 いので、そのように答弁させていただいたとい
 うことでございます。

○藤野委員 もう終わりますけれども、要は、私が言いたいのは、お聞きしたのは、この答弁、データに基づかないという答弁、維持されるんですか。

○葉梨委員長 では、最後に、山下法務大臣。

○山下国務大臣 このパネルの数字自体の数字は、法務省は提供しておりません。一〇〇%ということについては。

○藤野委員　これは答えていないです。

データを提供したことも、していないという答
弁を維持されるんですか。一〇〇パー云々じゃな
い。

○山下国務大臣　整理して言うと、この受入れ見込み数については、こういった数字は提出しております。

ただ一方で、この「二〇〇%が五業種も」、こういったものについては、我々は、一〇〇%という数字は提出していないということです。

○藤野委員 この問題は、要するに、行政と立法の問題にかかわるんです。行政から出された資料に基づいて私たちは質問する。議長の所感でも、そこが今大問題になっているという所感も出ているわけですね。

行政から出された資料に基づいて質問したのに、それが、法務省は全く別物のように描いて、総理が答弁を拒む根拠にするなんということがもし許されたら、国会と行政の關係は根底から崩れ

るじゃないですか。こんなことは絶対に看過できない。

このことを主張して、質問を終わります。

○葉梨委員長　以上で藤野保史君の質疑は終了いたしました。

次に、串田誠一君。

○串田委員　日本維新の会の串田誠一でございます。

今回の聴取票、あるいは個票の開示の仕方につきまして、私は、葉梨委員長の決断に賛成をさせていただきます。でございます。

その理由として、よく刑事訴追のおそれ云々とありますが、私は、最大の理由は、この個票は事実の裏づけが全くなされていないものであるということなんだと思います。これを政府が何らかのデータということで示すということになると国民の誤解を招くことになる、これが私は最大の理由であると思います。

これは、失踪者が身柄確保された後に任意で聴取し、失踪者が一方的に話したことを聴取してそれを記したものであるということで、事実としてはこれが全く裏づけがなされていない、国民に誤解を与えるということを危惧をしなければならななと思います。

特に、その点から、私は法務省に対して苦言を呈したいんです。

なぜならば、この聴取票は、一方的に言っているだけであつて、事実と違うわけですから、そういう意味では、「失踪技能実習生の現状」、この現状という表現、あるいは、失踪の原因のところ

に、「出稼ぎ労働の機会と捉え、」という文言、あるいは「より高い賃金を求めて」という文言、あるいは、前回の部分では、人権侵害行為等が存在しているという文言、これは、どういうふうな裏づけでもってこのようなことを言えるのか。

認定しているのか。これは私としては非常に誤解を招くことだと思います。単純に、失踪者に動機を尋ねたところ、以下の項目について次の回答があった、こういう報告をしておくべきではないだろうかと思うんです。何が存在したかなんというのは何の裏づけもない。

だから、聴取票が出てきて、まさにそっちが真実かのような誤解を与える。これは何が問題かといえますと、技能実習生を受け入れている企業、本当に、真面目に日本の技術を学んでもらって、母国に帰ってもらい、それを活用してもらう、それが国際貢献だと思っている企業というのはたくさんいらつしやるんです。しかし、これが、こういうような形で、何か最低賃金法以下の会社だらけのような報道をされると、偏見の目で見られてしまうんです。

ですから、こういうような、まるで事実でないわけですから、ないとも私は言いませんよ、ないものとは言わないけれども、事実の裏づけのないものを政府が公開をするということで誤解を招くということとは、私は大変問題だと思うんです。

そういう意味で、なぜ、人権侵害行為等が少数存在するとういうような、こういう断定が書かれているのか。大臣、こういうような表現は今後見直していかねばならないと思うんですが、御意見を伺いたいと思います。

○山下國務大臣　お答えいたします。

確かに、技能実習制度につきましては、失踪者の割合、これは計算方法にもよりますが、失踪者の割合は数%ということでございます。そこからすると、九割以上、九割をはるかに超える技能実習生については、技能実習計画に従ってしっかりと励んでおる、そして、それを見守る実施機関の方々がおられるわけでございます。

串田委員のお話、まさにそういった方々の思いにも応えるべきではないか、そのことは法務省もしっかりと踏まえてまいりたいと思います。

他方で、一部、人権侵害的な行為があつたとい
うふうな、これは事実認定の部分ではございます

が、他方で、やはり聞き取りのままと一部もございいます。そうしたことで、やはり表現ぶりについても正確を期すよう、しっかりと検討してもらおう、今般、門山政務官をヘッドとして、技能実習制度運用に関するプロジェクトチームを立ち上げたところでございますので、そこで、先生御指摘の点も含めてしっかりと検討させていただきますと思います。

○串田委員 一方で、参考人質疑の中では、長年の経験、あるいは件数において、かなり労働条件が悪いというようなことの実態も私はあると思うんです。ですから、そういったようなことは、入管だけで解決できるのではなくて、厚労省との間でしっかりと連携をとっていかねば私ほだめだと思ひます。

その点について、強く、入管は出入りの件だけでも、労働条件に関しては、地方自治体や労働基準監督署がしっかりとそれを把握していかねばいけないと思うので、連携について、大臣、その所感を伺って終わりにしたいと思います。

○山下国務大臣 それにつきましては、私は、官房長官とともに、外国人の受入れ・共生のための関係閣僚会議の議長も仰せつかっているわけでございいます。その閣僚会議において、御指摘の点も含めて、外国人が働き、暮らし、そして留学生であれば学ぶ、そうした環境をしっかりと、受入れ環境の整備を図っていききたい、そのための総合的対応策を検討させていただきたいというふうに考えております。

○串田委員 時間になりましたので、終わります。

○葉梨委員長 以上で串田誠一君の質疑は終了いたしました。

○葉梨委員長 以上で串田誠一君の質疑は終了いたしました。

○葉梨委員長 この際、本案に対し、井野俊郎君外五名から、自由民主党、公明党及び日本維新の会の共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。串田誠一君。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○串田委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。政府提出の法律案についての当委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、真摯な修正協議を重ねた結果、今般、次のような内容の修正案を提出することと致意に至ったものであります。

以下、この修正案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、分野別運用方針に定める事項のうち、当該分野別運用方針において定める産業上の分野における人材の不足の状況に関する事項について、当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況に関する事項を含む旨を明記することとしております。

第二に、一号特定技能外国人支援について、一号特定技能外国人と日本人との交流の促進に係る支援を含む旨を明記することとしております。

第三に、附則に、政府は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨の規定を追加することとしております。

第四に、附則の検討事項として次の二つの事項について定めることとしております。

一、政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二、特定技能の在留資格に係る制度のあり方に関する検討について、「施行後三年を経過した場合から」施行後二年を経過した場合に改めるとともに、地方公共団体の関与のあり方、特定技能の在留資格に係る技能を有するかどうかの判定の方法のあり方及び技能実習の在留資格に係る制度との関係に関する検討を含む旨を明記すること。

以上が、この修正案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○葉梨委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時七分散会

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち出入国管理及び難民認定法第一章第二条の二の次に三条を加える改正規定のうち第二条の四第二項第二号中「状況の下に」を「当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む」を加える。

第一条のうち出入国管理及び難民認定法第一章第二条の二の次に三条を加える改正規定のうち第二条の五第七項中「外国人が」を「外国人と日本人との交流の促進に係る支援及び当該外国人が」に、「他の」を「他の」に改める。

附則第一条ただし書中「次条及び附則第五条」を「附則第三条、第六条及び第十八条第一項」に改める。

附則第十七条中「三年」を「二年」に改め、「在り

方」の下に「地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を附則第十八条とする。

政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号（出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号をいう）その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則第十六条を附則第十七条とし、附則第三条から附則第十五条までを一かすつ繰り下げる。

附則第二条第一項中「第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新入管法」という。）を「新入管法」に改め、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

（人材が不足している地域の状況への配慮）

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（以下「新入管法」という。）別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、新入管法第十九条の十八第二項第一号の特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

平成三十年十二月十八日印刷

平成三十年十二月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A